

## どうなる日本版コンパクト緊急集会 in 東京の報告

3月1日午後7時より10時近くまで日本版コンパクトについて緊急集会を開催しました。

前日の呼びかけにもかかわらず、16名のみなさまにお集まり頂きました。

ありがとうございました。

まずは、現在の素案に対し、比較する形で文言を整理し、多くの活動者から意見をもらい取りまとめてはどうかのご意見をいただきましたので実行しようと思えます。

またご意見をいただく様式はHPよりダウンロードできるようにしますので、私の整理の都合でまずは6日までにいただけら幸いです。

3月4日は名古屋で開催します。お近くのかたはぜひお越し下さい。

九州は調整中です。

また関西、東北などでも開催したいと思えますので、ぜひお手をあげていただければと思います。

1. 最初に、私から、政府と市民セクター等との公契約等（仮称日本版コンパクト）のあり方等に関する専門調査会が設置された経緯と現状を報告いたしました。

2. 次に公益法人協会理事長の太田達男さんよりご意見を伺いました。

日本の場合は主務官庁制により非営利組織が分断されている。このことを課題と捉え、JACEVOは設立まで、1年半、設立後1年半になるが、先頭に立ってサードセクターの形成の必要性を唱えてきた。

また各組織の情報公開が重要であり、公益法人は90%ぐらい、NPO法人は40%ぐらい、社会福祉法人は5%ぐらいかもしれない。非営利組織は情報開示が重要である。

3. 次に専門調査会のこのままの進めかたでよいのか、藤岡より問題提起をしました。

●日本版コンパクトをどのようなプロセスで策定するのか。

現状は、一部の専門調査会の委員の意見を取り纏め素案をつくる方向である。

それではコンパクトとはいえないのではないか。

政府とサードセクターが対等な関係となるために、まずは協議をすることが重要であり、その後文書にしていく、文書をつくってから協議ではない。コンパクト

は出発点であり、その後改訂をしていく。ただし、出発点が大事である。

● どういう性質、内容のものにするのか

政府とサードセクター組織が対等な関係となるために、その姿勢と責務を記載するのがよい。

#### 4. 意見交換、質疑応答

・ イギリスのコンパクトに対しての批判についての反論は準備しているのか。

⇒ 批判は、コンパクト策定後の実効性が問われる。ローカルコンパクトは広域の活動者に対し参入障壁があるなどである。

イギリスの場合はチャリティ法の改正をしていることが大きな変化である。またコンパクトのあとにチェンジアップという政策を実施しており、フロントラインのNPOの力量拡大のために、インフラ組織を強化している。日本の中間支援組織は総合型であるが、イギリスの場合は、ガバナンスやマネジメント、ボランティア・コーディネート、ICTなどさまざまな専門性を有すインフラ組織が育ちフロントライン組織をサポートしている。

また、フロントライン組織は補助から契約（委託）へと移行し、NPOは公的資金を自らの活動の資源としている。

コンパクト策定後、フルコストリカバリーなど契約のあり方などの報告書もだされ活用されている。（藤岡）

・ 資料にあるように基本法を策定していくのか

⇒ コンパクトは紳士協定のようなもので拘束力はなく、政府の姿勢や責務は基本法もしくは関連法などで整備をするのがよいと思う。（藤岡）

・ 日本とイギリスの違いは、サードセクター側がタテ割りだけでなく、政府側もタテ割りということである。イギリスの場合は、サードセクター局をつくり、内閣府のなかで一元的に進められている。

・ コンパクトはわかりにくい。わかりやすく伝えることも考える必要がある。

・ 十分な時間をかけて議論していただきたい。コンパクトは協働を促進するものではなく、協働でよりよい社会を促進するものと理解している。

・ イギリスのサードセクターとは圧倒的に力の差があるが、それでも進めていく必要がある。

・メンバー構成をみると井上さん以外は、政府との関係の議論とはあまり関係のないかたではないか。また、資料4の市民セクターの構成をみても政府との契約に関係するような法人は少ない。契約型の法人が議論に乗ってこなければならない。

・イギリスの場合は補助金から契約に移行しているので、自由な対等な関係としての契約と理解されている。サードセクター側も対等な関係である。

・自治体側の波及効果は非常に期待している。コンパクトが形になれば、それが一種の原動力になってほしいと考えている。新しい公共支援事業が進み、県へお金が入ってくると県の態度も変わってしまった。コンパクトはNPO側の印籠のように使いたい。

・イギリスでもコンパクトが定着するまでに時間がかかっている。今必要なことは我々の提案をぶつけておくことである。

・官の公共を民に戻していくことは重要であると考えている。

・役所の中で明確な哲学があるときは、専門的な先生を呼んでくるが、政治主導の場合には、誰を呼んでよいかわからない。事務局案を変えたいのであれば、事務局案に対して具体的に個別で書き込んでいくことで同じ目線になるのではないか。

・イギリスの場合はコンパクトからローカル・コンパクトへとすすめたが、日本はローカルのほうが元気がよいのでローカルから進めてもよいのではないか。契約を結ぶ主体がわからない。

⇒今の都道府県や市町村で策定されているのは、協働の指針などであり、それは行政側がつくったものである。両方が対等につくっていくことが重要である。ここで政府が明確にサードセクターを対等なパートナーと位置づけることが肝要である。市民フォーラムは都道府県（愛知県）市町村（東海市）などで策定をしたが市町村の場合は、地縁組織なども一緒に協議をして策定した。（藤岡）

以上